

沖縄県緊急事態宣言（5/23～7/11）を受けての各課の対応等について

課名	対応方針
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月（2回）の「区長会」は、感染防止対策を講じて実施する。 ※ 実施に当たっては、区長・自治会長及び事務局職員以外の出席は原則認めない。なお、役場等からの依頼や業務の説明などについては、文書でもって行うものとする。 ※ 基本的には広報誌やチラシ及び文書等の配布のみとし、時間的にも短時間で終了する。
企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・「マイクロバス貸出」及び「町民ホールでの催事」については停止します。 ・「具志頭城址」、「具志頭浜」については、屋外施設であり通常どおり利用可能。
土木建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・「玻名城の郷ビーチ」入り口進入路については、通常通り利用可能。
都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・園路及び広場、駐車場等については、通常通り利用可能 ・「西部プラザ公園ハーブ棟（屋内施設）」については使用停止とする。
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・「港川公園」については、通常通り利用可能 ・「八重瀬町種苗センター」の講座については、屋外の実地講習を中心に行う。
観光商工課	<ul style="list-style-type: none"> ・ヌヌマチガマの入塚については、緊急事態宣言期間の7月11日(日)まで利用制限をする。 ・玻名城の郷ビーチのカヤック保管倉庫も7月11日(日)まで利用制限する。 ・観光拠点施設南の駅やえせの2階多目的室、観光・地域交流宿泊施設ぶらっとやえせは緊急事態宣言期間中、利用制限する。 （南の駅やえせ、ぶらっとやえせについては、指定管理者へ協力依頼） ・営業時間短縮要請に対する協力状況等に関する見回り活動
住民環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出された場合、以下の施設においては自己搬入ゴミの受入を停止します。 受入停止期間 緊急事態宣言開始日 ～ 解除日 対 象 施 設 東部環境美化センター（燃やすごみ） 島尻環境美化センター（燃やせないごみ、粗大ごみ、資源ごみ） ・マイナンバーカード交付夜間・日曜窓口は感染防止対策を講じ、完全予約制で実施 夜間窓口 6/22 17:30～19:30 / 日曜窓口 6/27、7/11 9:00～11:30
健康保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診は、感染防止対策を図りながら実施予定です。但し、町内での感染状況に応じて延期の可能性があります。 ・離乳食実習・産後交流会等の母子保健事業については、延期とします。 ・特定健診については、感染拡大防止を図りながら実施していきます。 ・ヨガ教室については、7月中の開催は中止とし、8月より実施する予定です。但し、町内の感染状況に応じて中止する可能性があります。

社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護予防事業」については、感染防止対策を徹底した上で事業を実施 ・「町社会福祉会館」「町老人福祉センター」は、午後8時閉館 ※介護予防事業以外利用制限（利用不可）
児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉施設」については、通常通り開所 ・毎日の健康観察の徹底（登園等する前の検温実施等） ・体調不良時に登園等を控え、家庭保育の実施（目安 37.5℃ 個人の平熱を配慮） ・園児を含むご家族に新型コロナウイルス感染症にかかる事案がある場合、利用施設への報告 ・手、指の消毒や感染対策の徹底 <p>※児童福祉施設「認可保育園・小規模保育園・事業所内保育園・認可外保育園・子育て支援センター・放課後児童クラブ・児童館」</p>
学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校対応（授業等）について感染拡大対策を講じながら従来どおりに対応する。 2. 部活動については、原則休止とする。 <ol style="list-style-type: none"> ①ただし、8月末までの間に開催される県大会、及び九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等に出場する場合に限り、平日90分以内、土日休日2時間以内の活動とし、必要最小限の人数で行う。 ②練習試合、対外試合、合同練習は不可。 ③県内、県外大会については、各団体と十分に連携し、学校において慎重に検討すること。
生涯学習文化課	<ul style="list-style-type: none"> ・「生涯学習文化課関連施設利用制限」 <p>国の緊急事態宣言の対象区域に沖縄県が追加されることに伴い下記対象施設を臨時休館とさせていただくことになりました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象施設 八重瀬町中央公民館・具志頭分館（具志頭改善センター）、中央公民館図書室、具志頭歴史民俗資料館、具志頭図書室 2. 休館期間 令和3年5月23日（日）～当面の間 <p>・令和3年度「青少年を非行や事件・事故から守り、社会を明るくする町民大会」は、中止。</p>
スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言（新型コロナウイルス感染拡大防止）における社会体育施設、学校体育施設の利用制限について <p>誠に不好意思ですが、緊急事態宣言の発出に伴い、社会体育施設（屋内、屋外）、学校体育施設（屋内、屋外）の利用を制限させていただきます。ただし、中高年齢者については、生活習慣病等の発症や体力・生活機能の低下の恐れがあることから、健康二次被害を防ぐため、東風平運動公園の園路、広場、陸上競技場のウォーキング利用のみ午後8時まで利用できます。</p> <p>また、すでに予約済みであり、県大会、及び九州・全国大会等の予選を控え、延期または中止が困難である場合は、主催者に「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」に基づく対応を要請の上、施設利用を認めることがあります。</p> <p>○期 間： 令和3年5月23日（日）から同年7月11日（日）まで</p> <p>○部活動、少年団の利用について（町内団体）</p> <p>部活動、少年団の利用については利用休止、但し8月末までの間に県大会、及び九州・全国大会の予選を控えている場合に限り、必要最小限の人数で平日90分以内、土日休日2時間以内とし、練習試合、対外試合、合同練習は不可とする。</p>